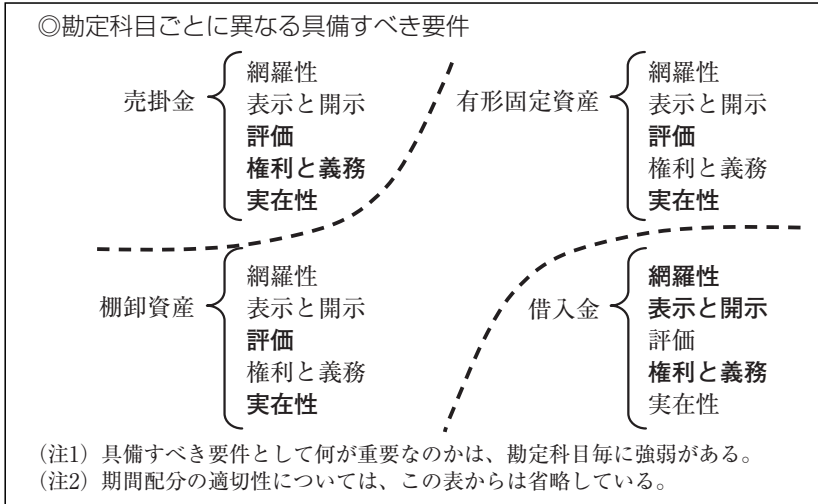


拾い上げが比較的容易になるのではないかと期待する。

■アサーション＝勘定科目が具備すべき要件



ここでは期間配分を除いて、5つのアサーションについて図示している。例示した4つの勘定科目のうち借入金以外は資産項目である。資産項目と負債項目で何が異なるかという点、売掛金、有形固定資産及び棚卸資産については、いずれも実在性が太字になっている。これに対して借入金では実在性は太字ではなく、網羅性が太字になっている。通常の場合、粉飾など財務諸表の虚偽表示というときに、資産項目については売掛金や棚卸資産の過大計上のように架空資産が大きな問題となる。これに対して借入金の場合は、本当は借入金があるのに、すべてを計上しない形で過小計上する、いわゆる簿外債務が問題である。資産項目と負債項目のそれぞれに関して想定すべきリスクは、資産項目の実在性に対して、負債項目については網羅性である。勘定科目によって、リスクを優先的に取り上げるアサーションの項目が違ってくるのである。

次に、資産項目同士であっても、重要となるアサーションは異なる。この違いについて、内部統制プロジェクト・チームのメンバーが理解しないと、無駄な評価作業を行ってしまう恐れが高まる。リスクと考えなくてよい箇所を、リスクとして取り扱い、無駄な資料作成及び運用テストを実施してしまうことが往々にしてある。

売掛金に関して、不良債権の相手先に対し訴訟を提起するとなると、相当な準備を行う必要がある。相手先に対して100万円の売掛金を有しているという場合、その正当性を立証するためには、相手先からの正式な注文書はあるか、当該注文書に基づいて製品を納品し物品受領書を受け取っているかどうか。または、相手先と請負契約を締結し、役務の提供時に先方から適切な検収書を入手しているかどうかについて、客観的な証拠を1つ1つ積み上げないと裁判にもならないし、当然、判決を勝ち取れない。売掛金はあくまで権利であり、相手が債務を認識している見返りとして債権としての権利が成立する。これに対して、棚卸資産、有形固定資産は権利と義務が太字になっていない。この違いが理解できるかが重要である。棚卸資産であれば、製品を生産し工場に在庫として保管している。つまり会社の製品倉庫に在庫として保管されているため、自分の資産であるのか問題になることは通常ない。また、有形固定資産については、自社工場に機械装置として据え付けられている。自分の工場に機械装置として据え付けられているのに、これは他の会社のものかもしれないという問題は起きない。これに対し、売掛金については前述の特性から権利と義務が重要視される。これが棚卸資産、有形固定資産については、権利と義務等について一般的には重要視する必要はないとの理由である。

これまで、一般論で説明したが、例えば取引条件によっては、棚卸資産についても十分に権利と義務を検討すべき場合がある。相手先の使用によって検収される場合には、自社の在庫（棚卸資産）が保管倉

庫に適切に保管されているかどうか、先方の検収数量、時期が正しいかどうかについて検討する必要がある。また、有形固定資産については、外注企業に貸し出しを行っているようなケース、リース取引及び担保提供などに、注意しなければならない。資産と負債の勘定科目の特性と企業の実態に合わせて判断しないと、効率的な評価作業を実施できなくなる。

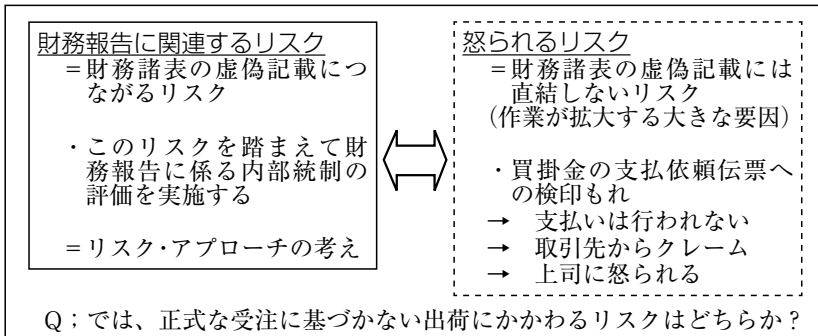
### ■アサーションのウェイト付けの差異

- 資産と負債項目との差異
  - 資産項目 ⇒ 架空資産リスクが特に重要
  - 負債項目 ⇒ 簿外債務リスクが特に重要
- 勘定科目毎の特徴
  - 売掛金 ⇒ 債権＝顧客が債務認識をしている必要あり
    - 注文書、出荷案内、物品受領書、契約書、検収書により正当性、正確性を立証する必要あり
  - 棚卸資産 ⇒ 倉庫に動産として保管している  
(注) 預託在庫等に留意する必要あり
  - 有形固定資産 ⇒ 工場に機械装置として据え付けている  
(注) 担保提供及びリースに注意

### (8) 内部統制の評価作業の効率性

#### Business risk と「怒られるリスク」

### ■“財務報告に関連するリスク”と“怒られるリスク”(Business Risk)



## 会社法における内部統制の実践的意味

### 1 内部統制システム登場以前の善管注意義務

#### (1) 何かをしなかったことによる責任

まず旧商法の時代から概観すると、旧商法には「内部統制」に関する定めはなく、経営者がみずからの法的責任として注意すべきものは、いわゆる「善管注意義務」であった。

すなわち、善管注意義務に違反して会社に損害が発生した場合には取締役は損害賠償責任を負うというのが、役員の法的責任の問題であった。しかし、旧商法は、善管注意義務として取締役は何をしなければならないかについては何も規定していなかった。

そのような状況の中で、旧商法は取締役の善管注意義務の1つとして「監視義務」を認め（最高裁判所第三小法廷昭和48年5月22日判決）、平取締役であっても代表取締役の業務執行に対し監視義務があることが明らかになった。そして、この監視義務の考え方を拡大すれば、代表取締役の業務執行は従業員に対する指揮命令を通じて行われるのだから、平取締役には従業員の違法行為に対する監視義務が認められることになる。会社法の内部統制は、この考え方がさらに発展したものともいえる。

ところで、監視義務違反とは、積極的に何かを決定し実行したことについての責任ではなく、「すべきことをしなかったことによる不作為の責任」である。そして、リスク管理を怠った責任も「すべきことをしなかったことによる不作為の責任」である。

## (2) 作為による「経営判断の原則」

この監視義務違反・リスク管理を怠った責任（不作為による責任）を理解するために、まず、取締役が何かを決定し実行した場合の責任（作為による責任）を検討する必要がある。この場合は、取締役には「経営判断の原則」という考え方により、原則として広範な裁量が認められ、いわゆる冒険的行為を行っても善管注意義務違反にはならないとされる。

この経営判断の原則が適用される要件は、①具体的な法令違反がないこと、②忠実義務に違反していないこと、③著しく不合理な経営判断でないこと、④十分な情報に基づく判断であること、の4つである（中村直人『新会社法 新しい会社法は何を考えているのか』（第2版）215頁、商事法務）。この考え方によれば、取締役は、経営判断をするにあたり、①判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがなく、②意思決定の過程・内容が特に不合理・不適切なものといえない場合には、たとえその判断の結果、会社に損害が生じた場合であっても、善管注意義務違反にはならない。

これに対し、監視義務違反やリスク管理を怠った場合は、何か作為をしたというのではなく不作為なので経営判断の原則の適用はない。つまり、広範な裁量権は認められない。

何かをなす（作為）ことによる責任には経営判断原則が適用される。

〔要件〕

- ① 具体的な法令違反がないこと。
- ② 忠実義務に違反していないこと。
- ③ 著しく不合理な経営判断でないこと。
- ④ 十分な情報に基づく判断であること。

## (3) 大和銀行株主代表訴訟事件判決の一般的理解

この経営判断の原則（作為の責任）と監視義務（不作為の責任）がと

もに問題となったのが、大和銀行株主代表訴訟事件判決（大阪地裁平成12年9月20日）である。

この大和銀行事件判決は、善管注意義務の内容として、ある程度以上の規模の会社の代表取締役及び業務担当取締役には業務執行の一環として、会社の損害を防止する内部統制システムを構築する義務が存在することを明らかにした。

また、学説においても、ある程度以上の規模の会社の代表取締役及び業務執行取締役には業務執行の一環として、会社の損害を防止する内部統制システムを整備する義務が存在するという理解が通説である（江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』（第4版）405頁、有斐閣、神田秀樹『会社法』（第8版）189頁、弘文堂等）。

この大和銀行事件判決は、「取締役は……会社が営む事業の規模、特性等に応じたりスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要する。そして、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから（商法260条2項）、会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要し、……代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う。……取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負う……取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなす」、「取締役は、自ら法令を遵守するだけでは十分でなく……従業員が職務を遂行する際違法な行為に及ぶことを未然に防止するための法令遵守体制を確立するべき義務があり、これもまた、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容をなす」と判示した。